

習志野市農業委員会総会議事録

令和3年第10回習志野市農業委員会総会は令和3年10月6日（水曜日）に習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席 1名（網掛け）

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 10番 中墓 明 14番 渡邊 幸枝

1. 総会に付した議件

議案第 1号 習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について

議案第2-1号 令和3年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について

議案第2-2号 令和3年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について

議案第 3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

1. 議案審議結果

上 程 5件 承認 5件

1. 閉会時間 午前10時 5分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘
主任主事 渡辺 祐紀
職 員 常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、令和3年第10回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>緊急事態宣言が、先月の9月30日で解除されましたが、気持ちが悪いほど、新規感染者数が急に減少していますが、安心できるかといえ、まだまだそうではなさそうで、ワクチン接種が先に進んでいる外国では、2回接種しても、感染する状況があり、また変異した感染力の強いウイルスもあるとのことですので、これから第6波がどの時期で来るのか心配されますので、皆さん引き続き、移らない、移さないため、マスクの着用含め、いろいろ努力していただければと思います。</p> <p>本日も、コロナ対策を講じながら、短時間で会議の方を進めさせていただきますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会にあたって、13番、織戸 淳也委員より欠席の報告をいただいております、よって、16名の内15名の出席ですので、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>10番、中墓 明委員、14番、渡邊 幸枝委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は5件、報告件数は5件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、習志野市市有財産調査委員会委員の推薦を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、おはようございます。</p> <p>それでは議案説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号、習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について、習志野市市有財産調査委員会委員3名の任期が令和3年10月6日をもって満了することに伴い、市長より、農業委員会委員3名の推薦について依頼があったことから、推薦委員の選出について審議を求め、令和3年10月6日提出。</p>

事務局	<p>1番、推薦委員の数につきましては、3名であります。</p> <p>2番、任期は、1年間となりまして、期間は令和3年10月7日から令和4年10月6日までとなります。</p> <p>根拠条例及び参考資料は記載の通りでございます。</p> <p>ここで市有財産調査委員会の主な審議事項及び委員総数について説明させていただきます。</p> <p>まず、主な審議事項といたしましては、習志野市が所有する財産、土地、これらの売却に関する事。</p> <p>次に、新たに習志野市が購入しようとする財産、土地に関する事。</p> <p>最後に、市が所有する財産、特に土地の境界の確定、立ち会いに関する事。</p> <p>以上が審議事項となります。</p> <p>現在、習志野市市有財産調査委員会の委員総数は10名であります。</p> <p>その内、農業委員会からは、飯生正己委員、三代川和彦委員、織戸淳也委員の3名を推薦しているところでございます。</p> <p>なお、令和2年10月7日から令和3年10月6日までの1年間の任期におきまして、会議の開催はございませんでした。</p> <p>担当課である資産管理課から情報をいただいておりますが、令和3年には、会議の開催予定があると伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の推薦はいかがいたしましょうか。</p> <p>任期は1年で、この1年間は会議開催が無かったそうですが、私も当時2年間、当該委員を仰せつかり、在任中にちょうど、市有地の大きな売却で30億の案件などがありました。</p> <p>今後、可能性とすれば、今解体がほぼ終わりそうな旧庁舎の案件が、もしかしたらあるのかもしれませんが、大変委員としても、やりがいのある委員会でした。</p> <p>ぜひとも皆さんから、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>はい、櫻井委員どうぞ。</p>
櫻井委員	<p>はい、現在3名の委員をお願いしておりますが、本人からの特別な辞退の申し出が無ければ、また引き続きお願いしたいと、私は思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にありませんか。はい。村山職務代理者、どうぞ。</p>

<p>職務代理</p>	<p>事務局として提案があれば聞きたいのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。 それでは事務局案を申し上げさせていただきます。 ただいま櫻井委員の方からも貴重なご意見いただきまして、その中で、私どもといたしましても、今ほど申し上げました通り、令和2年10月6日から1年間の任期におきましては、この委員会の会議が開催されてなかった実績がございます。 私どもといたしましても、引き続き、飯生委員、三代川和彦委員、織戸淳也委員に継続をしていただければと考えているところでございます。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ただ今、櫻井委員、事務局からも提案がありましたが、その他、皆さんから、意見ありましたらよろしくお願いいいたします。 よろしいですか。 意見が無いようですので、審議に移ります。 議案第1号、習志野市市有財産調査委員会委員に、飯生正己委員、三代川和彦委員、織戸淳也委員の3名を推薦することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。 賛成多数により3名を推薦することと決しました。 お三方、引き続きよろしくお願いいいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、次の議題に移ります。 議案第2-1号及び議案第2-2号は、令和3年度習志野市農用地利用集積計画第3号案についてであり、一括して審議します。 なお、それぞれの議案は、農業委員が関与する議案です。 農業委員会に関する法律第31条では、農業委員に関する事項については、その議事に参与することが禁止されておりますので、事務局より議案の説明が行われた後、関与する2名の当該委員は退席させていただきます。 それでは、事務局は、議案説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい。資料をご覧ください。</p> <p>議案第 2-1 号、令和 3 年度習志野市農用地利用集積計画第 3 号案について。下記の通り、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 3 号案に対する審議の依頼があったので、計画案の通り決定することについて審議を求める。令和 3 年 10 月 6 日提出。</p> <p>1 番、申請地は、記載の 3 筆であり、面積は 787 平方メートルであります。</p> <p>2 番、権利の内容は、使用貸借権の設定として、令和 3 年 10 月 7 日から令和 5 年 10 月 6 日までの 2 年間であります。</p> <p>3 番、申請者の住所氏名は、資料記載の通りでございます。</p> <p>続きまして、議案第 2-2 号の議案書をご覧ください。</p> <p>議案第 2-1 号と同様の箇所は省略いたします。</p> <p>1 番、申請地は、記載の 1 筆であり、面積は 2,995 平方メートルであります。</p> <p>2 番、権利の内容は、使用貸借権の設定として、令和 3 年 10 月 26 日から令和 6 年 10 月 25 日までの 3 年間であります。</p> <p>3 番、申請者の住所氏名は、資料記載の通りでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、農業委員会法第 31 条に規定する議事参与の制限により、会長の私と、1 番、中野委員は退席いたします。</p> <p>退席中の議事進行は、村山職務代理にお願いいたします。</p> <p>私どもが退室する間は暫時休憩といたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>……三代川会長、中野委員 退席……</p>
職務代理	<p>それでは、お二人が退席されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>これより、採決までの議事進行は私が務めます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より議案第 2-1 号及び議案第 2-2 号の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>それでは、議案第 2-1 号及び議案第 2-2 号の詳細説明をさせていただきます。</p>

<p>事務局</p>	<p>総会資料をお開きください。</p> <p>申請者である譲受人は認定農業者であり、農用地利用集積計画を活用して、農地の借り入れを行う計画でございます。</p> <p>使用貸借権の設定といたしまして、2年間の設定でございます。</p> <p>当該地につきましては、平成21年から3年ずつ、農用地利用集積計画といたしまして、農地の借り入れを行って参りました。</p> <p>今回で4回目の借り入れとなります。</p> <p>次に、申請地の案内図をご覧ください。</p> <p>今回の申請地に隣接する農地について、譲受人は既に借り入れされており、申請地を含めて一団で耕作することが可能となります。</p> <p>また、譲受人は認定農業者として、農地の全部を効率的に利用されており、年間従事日数も250日であります。</p> <p>以上のことから、事務局としては今回の利用権設定は問題無いものと判断しております。</p> <p>続きまして、議案第2-2号を説明いたします。</p> <p>議案第2-2号の申請者は記載の通りの譲受人、譲渡人でございます。</p> <p>譲受人は、認定農業者であり、農用地利用集積計画を活用されて、農地を借り入れされます。</p> <p>利用権の設定内容は、使用貸借権の設定であり、期間は3年間となります。</p> <p>こちら、平成21年から3年ずつ借り入れを行っておりまして、今回で4回目の借り入れとなります。</p> <p>譲受人は、人参部会の副部長として、日々活動されており、習志野ブランドである彩誉の作付け等にご尽力をいただいているところでございます。</p> <p>世帯構成といたしましても、奥様や息子さんと一緒に農業従事されており、世帯の皆様方で精力的に従事をされております。</p> <p>以上のことから、農地の全部を効率的に利用されており、年間従事日数も300日と、年間通じて従事されておりますので、何ら問題ないものと事務局は判断をさせていただいているところでございます。</p> <p>事務局からの詳細説明は以上でございます。</p>
<p>村山職務代理</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>ここで、お二方の日々の状況を確認させていただきます。</p> <p>議案第2-1号は、鷺沼地区の農用地利用集積計画です。</p> <p>鷺沼地区の農業委員である私から報告いたします。</p>

村山職務代理	<p>申請者は、認定農業者として精力的に農業従事されていますので、特に問題は無いと判断させていただきたいと思います。</p> <p>続いて、議案第2-2号は、実籾地区の農用地利用集積計画です。</p> <p>実籾地区の農業委員である渡邊 幸枝委員は、申請者の日々の状況を確認されていますか。</p> <p>報告をお願いしたいと思います。</p>
渡邊幸枝委員	<p>精力的に農業経営されて、しょいか〜ごにも生産野菜を出してらっしゃいますし、市場にも出して一生懸命やってらっしゃって見本になると思います。</p>
村山職務代理	<p>渡邊幸枝委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議案第2-1号及び議案第2-2号の審議に入ります。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>議案第2-1号及び議案第2-2号、令和3年度習志野市農用地利用集積計画第3号案について、一括してお諮りいたします。</p> <p>農業委員会として、市長が定めた計画案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>賛成の方は、挙手願います。</p> <p>はい。全員賛成ですので、令和3年度習志野市農用地利用集積計画第3号案は、計画案のとおり決定することと決しました。</p> <p>この件について、市長への意見はありません。</p> <p>事務局は、市長へ意見なしで、報告をしてください。</p> <p>それでは、審議を終えたので、事務局は両名を案内してください。</p> <p>お二方が自席に戻られるまで、暫時休憩といたします。</p> <p>……三代川会長、中野委員 入室……</p>
村山職務代理	<p>お二方がお戻りになりました。</p> <p>それでは、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>お二方に報告いたします。</p>

<p>村山職務代理</p>	<p>議案第2-1号及び議案第2-2号は、計画案のとおり決定することと決しましたので、報告申し上げます。 今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、この後の議事進行は会長にお戻しいたします。 会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村山職務代理、ありがとうございました。 皆様方もありがとうございました。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。 議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行と、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を議題といたします。 議案第3号と議案第4号は、どちらも矢野委員が関与する議案となりますので、一括して審議いたします。 事務局より議案の説明があった後、矢野委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、退席をお願いいたします。 よろしくお願いいたします。 それでは、事務局は議案第3号と議案第4号の議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料をお開きください。 議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について。 下記の通り、被相続人及び相続人が、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるため、証明願いの提出があったので、証明書の発行について審議を求める。令和3年10月6日提出。 1番、被相続人の住所及び氏名は、記載の通りです。 2番、相続人の住所及び氏名についても、同様に記載の通りでございます。 3番、申請地は、資料記載の4筆であり、面積は4,253平方メートルです。 続きまして、議案第4号の議案書をご覧ください。 議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて、令和3年9月21日付けで、下記の通り、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので、証明書発行について審議を求める。令和3年10月6日提出。 申請者は、記載の通りでございます。</p>

事務局	<p>買い取り申し出があった生産緑地は、資料記載の2筆で、面積は 2,870 平方メートルでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、矢野委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、退席をお願いいたします。</p> <p>事務局は、委員を案内してください。</p> <p>委員が退席されるまで暫時休憩といたします。</p> <p>……矢野委員 退席……</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>事務局より、議案第3号と議案第4号の詳細説明を一括してお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>それでは、議案第3号及び議案第4号の詳細を一括して説明させていただきます。総会資料をお開きください。</p> <p>議案第3号の申請地は案内図のとおりでございます。</p> <p>相続財産であり、申請地である生産緑地について、相続税の納税猶予の適用を受けるために、今回証明願の提出があったものです。</p> <p>申請地は、4筆ある一団の生産緑地です。</p> <p>合計面積は、4,253平方メートルでございます。</p> <p>今回、申請者のお母様がお亡くなりになったことにより、遺産分割協議が整い、申請者様が相続されることになりました。</p> <p>議案第3号の手続きは、申請者の相続税の納税を猶予していただくため、税務申告するに当たり、農業委員会が発行する適格者証明書の添付が要することから、証明願の提出があったものでございます。</p> <p>税務申告と証明願の手続きとともに、申請者は、終身営農として、生産緑地機能を維持継続されるお約束を頂戴しております。</p> <p>続きまして、議案第4号の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第4号は、申請者のお母様が亡くなられたことによりまして、議案第3号の対象である生産緑地とは別の生産緑地を買い取り申し出するため、手続きが行われたものであります。</p>

事務局	<p>議案第4号の対象地は、2筆の生産緑地であり、面積は 2,870 平方メートルの生産緑地でございます。</p> <p>こちらにつきましては、相続税の計算をしたところ、多額の相続税の納付が強いられたことによりまして、やむを得ず、生産緑地を売却しなければ、相続税の納付が困難となったことから、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったものです。</p> <p>なお、こちらの生産緑地につきましては、農地法第3条の許可を受け、ご家族とは別の農業従事者に農地の貸し付けを行って参りました。</p> <p>今回、買い取り申し出を行うに当たり、借り受けておりました耕作者より、農地返還に合意をされているところでございます。</p> <p>詳細な説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、日々の状況について、同じ谷津本郷地区の私から申請者の農業従事状況を報告いたします。</p> <p>申請者さんの奥様は、3 年ぐらい前にひざを痛められて、昨年度からエンジンの出荷等には負担があるということで、従事されていない状況でしたが、負担の少ない作物を生産して出荷している状況が続いています。</p> <p>議案3号の農地は、自宅と隣接しており、肥培管理も十分にされて、日々、農作業をしていたことをご報告させていただきます。</p> <p>議案第4号の生産緑地は、次世代を担う若いリーダーですので、適正に管理されていたことをご報告させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、これより、議案第3号及び議案第4号の審議に入ります。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>どうぞ忌憚のないご意見をよろしく願います。</p> <p>議案第4号の生産緑地の解除に向けての手続きは、相続から優良な農地が無くなってしまふことは、本当に残念なことです。が、いかんせん、こればかりはどうしようもないということを重々承知していますし、やむを得ないと考えます。</p> <p>他にご意見等、よろしいですか。</p> <p>はい。わかりました。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p>

議 長	<p>議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行と、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を、一括してお諮りいたします。</p> <p>農業委員会として、それぞれ証明書を発行することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>賛成の方は、挙手願います。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、証明書を発行することに決しました。</p> <p>それでは、事務局は退出された矢野委員を案内してください。</p> <p>矢野委員が自席に戻るまで暫時休憩といたします。</p> <p>……矢野委員 入室……</p>
議 長	<p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>矢野委員に報告いたします。</p> <p>議案第3号及び議案第4号について、農業委員会として、証明書を発行することと決しました。</p> <p>事務局より、証明書を受け取っていただき、その後の手続きをよろしく願います。</p> <p>事務局は速やかに証明書発行の事務処理をお願いいたします。</p> <p>以上で、審議案件は終了といたします。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>はい、特段ございません。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>何か委員の皆様から質問等ありましたらよろしく願います。</p> <p>ささいなことでも結構です。よろしく願います。</p> <p>よろしいですか。</p>

議 長	<p>質問等が無ければ、続きまして、報告第3号、農地法第3条許可により 賃借権が設定された農地の解約届についてです。 本件について事務局より、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。報告第3号をご覧ください。 案内図にありますとおり、市街化調整区域内の畑です。 こちらは、平成18年10月27日付けで、農地法第3条の許可申請が行われ、農業委員会として許可を出した農地です。 この度、令和3年8月28日をもちまして、譲受人の方から、譲渡人である所有者さんの方に、農地の返還と、双方合意による賃貸借契約を解約した旨、解約届の提出とともに報告がなされたものでございます。 なお、市内の農地の貸し借りは、賃料が発生しない使用貸借権の設定がメインとなっておりますが、当時は賃借権の設定で、許可を出しております。 しかしながら、現在まで賃料が発生していたのか、賃料幾らであったのかは、事務局としても捉えておりません。 なお、解約の理由は、案内図の通り、対象地の面積や形状が非常に農業生産性の低い土地であったこと。譲受人が、ご年齢を重ねて参りましたので、自己所有地以外の肥培管理等がなかなか困難となってきたことが理由でございます。 このような理由がある中で、今回、双方合意の上で賃貸借契約を解約されたところであります。 なお、今後の肥培管理等は土地所有者に戻りましたので、事務局といたしましては、指導を所有者に行わせていただく形となります。 私からの補足説明は以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、委員の皆さんから何か質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。 今、報告ありましたように、肥培管理は地権者さんをお願いしますとのことです。 よろしいでしょうか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第4-1号から報告第4-3号について、いずれも転用許可を受けた土地の工事完了報告についてです。 事務局、一括して補足説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい。それでは報告第4-1号から報告第4-3号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず、報告第4-1号、報告第4-2号をご覧ください。</p> <p>こちらは、市街化調整区域内農地を、譲受人が居住する専用住宅を建築するために、農地法第5条として転用許可を受けた農地です。</p> <p>併せて、市が管理する道路のセットバックが発生することから、農地法第4条として、地権者自らが転用するということでの第4条許可を同時に取得しているところでございます。</p> <p>これらは、令和3年7月20日をもちまして、建築工事と道路整備工事が完了したという報告がなされたことから、津田沼地区の都築委員と事務局2名で、8月31日に現地を確認し、許可の通り専用住宅と道路整備が完了していたことから、完了を認めたとところでございます。</p> <p>続きまして、報告第4-3号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>こちらは、学校法人の幼稚園が使う専用駐車場として転用し、地権者と賃借権の設定を行うため、農地法第5条の許可を県知事より取得している案件です。</p> <p>本件は、幼稚園の専用駐車場27台分としての工事が8月31日付けで完了したため、報告書が提出されたものでございます。</p> <p>報告書の提出を受けまして、令和3年9月8日に、実籾地区の渡邊幸枝委員と、事務局2名で現地確認をさせていただきまして、許可の通り、幼稚園の専用駐車場として転用されておりましたことから、完了を認めたとところでございます。</p> <p>なお、こちらにつきましては、完了報告と併せまして、登記地目畑から、駐車場利用のため、雑種地に登記地目の変更申請に臨むため、同日付けで、農地転用事実確認証明書の発行を依頼されており、雑種地への地目変更を認める内容として、9月8日付けで証明書を発行しているところでございます。</p> <p>私からの補足は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、何か質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>ただ今、報告第4-1号から報告第4-3号まで、補足説明がありました。</p> <p>報告第4-1号と報告第4-2号の現地調査に行かれました都築委員から何かありますか。</p>
都築委員	<p>特段ないです。</p>

議 長	<p>はい。ありがとうございます。 報告第4－3号は、渡辺委員から何かありましたか。</p>
渡邊幸枝委員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>よろしいですか。はい。ありがとうございます。 それでは、各委員の皆さんから質問やご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。 はい。無いようでしたら、以上をもちまして、令和3年第10回習志野市農業委員会総会を終了いたします。 ありがとうございました。 この後のその他事項がありますので事務局より、よろしく願いいたします。</p>